

家族経営協定書

スローガン 「明るい家庭 ゆとりある作業 ゆとりある暮らし」

第1条 目的

この協定書は、夫と妻が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭づくりを目指す。

第2条 経営計画の策定

夫、妻は、毎年12月に、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善等について話し合う。

第3条 経営の役割分担

生産に関わるものについては夫が、生活に関わるものについては妻が主体となって行う。

第4条 就業条件

就業条件は次のとおりとする。

- 1日の労働時間は、夫は8時間、妻は6時間を原則とする。
ただし、農作業の繁忙により、夫婦の話し合いの上、延長又は短縮する。
- 休日は、原則として月4回とする。
ただし、農作業の繁忙、健康状態、他の仕事への従事状況等を踏まえ、変更できるものとする。
また、正月、盆等の休日については、夫婦の話し合いの上で定める。

第5条 収益配分

農業経営から生じた収益は、毎月25日に夫、妻の個人名義の口座へ振り込む。

夫 10万円

妻 10万円

また、ボーナスは、話し合いの上、臨時に振り込むことができるものとする。

なお、配分額については、農業収益、労働等の従事状況などを勘案し、毎年1回見直しする。

第6条 福利厚生・研修

家族全員、毎年1回は健康診断を受診する。

第7条 将来の経営移譲

夫及び妻が有する経営権及び経営用資産を将来移譲するにあたっては、夫婦の合意に基づき行うものとする。

第8条 家庭生活等

暮らし方については、家族全員で協議して決定する。

2 お互いのプライバシーを尊重しつつ、家庭生活の円滑化を図る。

(附則)

- この協定書は、令和 年 月 日より適用する。
- この協定書の有効期限は適用の日より1年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。
- この協定書は3通作成し、締結農家及び立会人が各1通を保有する。
- この協定書に規定されているもの以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度話し合い定めるとともに、必要に応じて立会人に相談の上改訂を行う。

令和 年 月 日

締結者 住所 十和田市西二十一番町6番1号

経営主 奥入瀬 太郎

経営主の妻 奥入瀬 花子

立会人 十和田市農業委員会

会長 農業 耕作

上北農林水産事務所農業普及振興室

室長 畑田 大地

